

(証券コード9310)
平成29年6月8日

株 主 各 位

三重県四日市市千歳町6番地の6
日本トランスシティ株式会社
取締役社長 小 川 謙

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時15分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 三重県四日市市霞二丁目1番地の1 四日市港ポートビル2階大会議室
※本年は昨年と会場が変更となっておりますので、末尾の株主総会会場
ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

3. 株主総会の目的事項 報 告 事 項

1. 第103期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第103期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件
第6号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次に掲げる事項は、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.trancy.co.jp>) に掲載しておりますので、招集通知添付書類には記載しておりません。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- なお、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類には、招集通知添付書類に記載の各書類のほか、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載している事項も含まれております。
- ◎事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.trancy.co.jp>) に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、先進国・新興国の緩やかな景気回復の中で、政府が推進する経済対策により、経済成長率は4四半期連続のプラスと底堅く推移したものの、将来不安を理由とする消費者マインドの低迷が持続したこともあり、景気は緩やかな回復に留まりました。

こうした経済環境のなか、物流業界におきましては、年度後半の円安の進展や世界経済の持ち直しを受け、一般機械などを中心に輸出入ともに回復基調となり、消費財につきましても輸入は好調な荷動きとなりました。国内物流では消費関連貨物が増加し、住宅投資の増加などを背景に建設関連貨物が堅調に推移しました。

このような事業環境のなか、当社グループにおきましては、「中期経営計画」に基づき、様々な施策を実施いたしました。具体的には、国内ロジスティクス事業の強化策といたしまして、枚方営業所（大阪府枚方市）の倉庫増設（本年1月竣工）、霞北埠頭流通センター（三重県四日市市）および幸手物流センター（埼玉県幸手市）の建設を進めてまいりました。加えて、昨年7月には、営業本部内に自動車関連事業の営業窓口となる組織を新設いたしました。また、グループ経営基盤の強化策といたしましては、当社グループの安全品質・物流品質を総合的に管理指導し、改善を推進していく組織として「品質管理部」を新設いたしました。さらに、グローバルロジスティクス事業の拡充策といたしましては、昨年9月にベトナムにおける物流事業の業容拡大のため、当社で2社目となる現地法人を設立し、本年2月にはタイにおいてフリーゾーン物流センターを稼働させるなど、A S E A N域内におけるロジスティクス機能を重点的に強化してまいりました。

当期の事業の概況は、総合物流業におきましては、倉庫業では、期中平均保管残高は前期に比べ減少しましたが、貨物入出庫数量は前期に比べ増加し、物流加工の取扱量は減少しました。港湾運送業では、四日市港における海上コンテナの取扱量は増加し、輸入原料、雑貨につきましても全般的に増加するなど、好調に推移しました。陸上運送業では、主力のトラック輸送ならびに鉄道輸送の取扱量は前期に比べ減少しましたが、バルクコンテナ輸送の取扱量は増加しました。国際複合輸送業では、海上輸送の取扱量につきましても輸出・輸入ともに減少し、航空輸送では、取扱件数は増加しましたが、取扱量は減少しました。

その他の事業におきましては、前期に引き続き、効率化や収支改善に努めてまいりました。

以上の結果、当期の連結売上高は、港湾運送業をはじめとして国内での事業は復調したものの、国際複合輸送業における海上輸送の取扱いが低調に推移したことに加えて、円高の影響により売上高が減少したことなどから、前期比2.0%減の913億3千2百万円となりました。連結経常利益は、新拠点開設に伴う租税公課や準備費用を計上したことに加えて、前期に寄与した退職給付信託一部解約に伴う費用の減少もないことから、前期比16.6%減の37億5千7百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産（土地）譲渡に伴う固定資産処分益ならびに関係会社清算益を計上したことなどにより、前期比35.7%増の40億2千1百万円となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

①総合物流事業

総合物流事業全般の売上高は、前期比2.0%減の901億8千7百万円の計上となりました。

<倉庫業>

当部門におきましては、期中平均保管残高は前期比0.5%減の46万3千トンとなりましたが、期中貨物入出庫トン数につきましては、前期比5.3%増の702万5千トンとなり、保管貨物回転率は63.1%（前期59.6%）と改善しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比0.5%増の347億9千万円の計上となりました。

<港湾運送業>

当部門におきましては、四日市港における海上コンテナの取扱量は、前期比6.3%増の21万1千本（20フィート換算）となり、完成自動車の取扱量は、国内車は減少しましたが、輸出車は大幅に増加しました。また、輸入原料の取扱量は、サイロ貨物は減少しましたが、石炭・コークス、工業塩は増加しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比3.4%増の198億1千3百万円の計上となりました。

<陸上運送業>

当部門におきましては、貨物自動車運送の取扱量は前期比0.1%減の718万4千トンとなり、通運貨物の取扱量も減少しましたが、バルクコンテナ輸送にかかる取扱量は前期比11.5%増の20万8千トンとなりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比1.7%増の178億1千4百万円の計上となりました。

＜国際複合輸送業・その他＞

当部門におきましては、海上輸送における輸出入の取扱量は前期比2.2%減の171万4千トンとなり、航空輸送における輸出入の取扱量は前期比13.8%減の2千577トンとなりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比14.6%減の177億6千9百万円の計上となりました。

②その他の事業

その他の事業では、自動車整備業における車検取扱台数は前期比1.4%の減少となり、ゴルフ場の入場者数も前期比6.7%の減少となりましたが、不動産事業における完成工事件数は前期比9.8%の増加となりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比0.1%増の11億4千4百万円の計上となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は170億7千1百万円で、主なものといたしましては、倉庫建設等（132億1千8百万円）、土地（18億2千8百万円）、機械および装置（5億7千万円）、ソフトウェア（5億9千2百万円）であります。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資に要した資金は自己資金および金融機関からの借入金を充当いたしました。

(4) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

項目 \ 年度別(期別)	平成25年度 (第100期)	平成26年度 (第101期)	平成27年度 (第102期)	平成28年度 (第103期)
売上高(百万円)	88,606	92,496	93,217	91,332
経常利益(百万円)	4,413	4,053	4,507	3,757
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,686	2,789	2,964	4,021
1株当たり当期純利益(円)	41.75	43.37	46.13	62.85
総資産(百万円)	95,548	100,203	97,687	112,837
純資産(百万円)	45,106	50,076	50,992	55,948

②当社の財産および損益の状況

項目 \ 年度別(期別)	平成25年度 (第100期)	平成26年度 (第101期)	平成27年度 (第102期)	平成28年度 (第103期)
売上高(百万円)	81,335	81,362	79,379	79,073
経常利益(百万円)	2,978	2,675	2,847	2,529
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△101	1,960	2,007	3,299
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△1.58	30.48	31.24	51.56
総資産(百万円)	81,741	83,319	81,005	89,938
純資産(百万円)	33,169	36,113	36,748	40,097

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、政府の経済政策等により企業業績は収益環境の改善が持続することが見込まれるなど、景気は緩やかに回復基調で推移するものと思われます。しかしながら、トランプ米大統領の政策運営や欧州大陸諸国の選挙など、海外の政治動向に不透明感が強く、保護主義台頭による貿易停滞など懸念材料もあり、景気の下振れリスクが依然として残存しており、景気の動向は引き続き先行き不透明な状況が続くものと思われます。

物流業界におきましては、世界経済の回復基調のもと、一部の輸出貨物で引き続き堅調な荷動きが予想されますが、輸入貨物につきましては、将来不安の強まりを要因とした消費の下押し傾

向により、全体的な荷動きの回復には至らないと予想されます。また、運転手をはじめとする物流業界の人手不足や労働条件改善への対応など、業績下振れへの懸念があることから、物流を取り巻く環境は、今後も引き続き厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況のもと、当社グループでは、様々な事業環境の変化に対応するため、本年4月から開始となる新「中期経営計画」を策定いたしました。同計画におきましては、スローガンに『Trancy Innovation 2019 -革新-』を掲げ、基本方針「グローバルな領域で、お客さま満足、従業員満足を追求する集団となり、時代を先取りしたスピード感で物流品質・安全の向上と新たな価値・事業基盤の創造により、『Trancyのロジスティクス』を確立する」に基づき、「国内ロジスティクス事業の強化」、「グローバルロジスティクス事業展開の加速」、「国内外におけるグループ経営基盤の強化」、「グループC S R経営の推進」の4つの経営戦略に全力で取り組み、様々な施策を実施してまいります。

<国内ロジスティクス事業の強化>

成長産業、新規領域における事業拡大とともに国内ロジスティクス機能の再編・再構築を行い、競争力のある物流サービスを提供してまいります。また、四日市港におけるコンテナ定期航路誘致活動の促進とバルク貨物の取扱拡大ならびに港湾物流機能強化を図ってまいります。

<グローバルロジスティクス事業展開の加速>

アジア域内の物流ネットワークの拡充と新規事業拡大、北中米域内の拠点網の拡充ならびに中国および欧州の事業基盤の再構築を図ってまいります。また同時に、海外現地法人におけるオペレーション・管理機能を充実させ、高品質なロジスティクス体制を強化してまいります。

<国内外におけるグループ経営基盤の強化>

お客さまからの信用と信頼を得るために、当社グループの4つの現場（営業・事務・作業・輸送）の物流品質・安全文化を確立するとともに、その原動力となるグループ社員が活躍できる諸制度を再構築します。また、今後の労働力人口の減少を見据えて、ダイバーシティを促進するとともに、IT技術を活用し省人化・効率化を推進してまいります。

<グループC S R経営の推進>

高い倫理観をもって社会的責任を果たすため、コーポレートガバナンスの強化ならびに大規模災害へのリスク管理体制の強化を図ってまいります。また、健康経営と環境経営を積極的に推進してまいります。

今後も当社グループ一丸となってお客さまのご期待に応えられるサービスを提供することにより、社業の発展と経営の強化に邁進する所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	当社の持株比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
四 日 市 海 運 株 式 会 社	20	88.5	港湾運送業
朝 日 海 運 株 式 会 社	24	100.0	港湾運送業
極 東 冷 蔵 株 式 会 社	130	88.1	冷凍ならびに冷蔵貨物保管業
株式会社トランスシティサービス	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
関西トランスシティサービス株式会社	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
四日市物流サービス株式会社	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
トランスシティロジスティクス中部株式会社	450	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
株 式 会 社 東 西 荷 扱 所	35	100.0	通関業ならびに輸出入貨物取扱業
Trancy Logistics America Corporation	87	100.0	国際複合輸送業
セントラル自動車整備株式会社	30	100.0	自動車整備業
三 鈴 開 発 株 式 会 社	10	100.0	ゴルフ場
ヨ ン ソ ー 開 発 株 式 会 社	75	100.0	不動産業、建設業、損害保険代理店業

(7) 主要な事業内容

①総合物流事業

倉 庫 業（倉庫保管、倉庫荷役、倉庫配送、物流加工・附帯作業等）

港 湾 運 送 業（沿岸荷役、船内荷役、上屋保管、船積一貫作業、通関、附帯作業等）

陸 上 運 送 業（貨物自動車運送、貨物利用運送等）

国際複合輸送業・その他（国際複合輸送、場内作業等）

②その他の事業

不動産業、建設業、自動車整備業、スポーツ施設の経営等

(8) 主要な事業所

名 称		所 在 地
当 社	本店、中部支社、運輸事業部、S C M事業部、海外事業統括室	三重県四日市市
	中部支社名古屋支店	名古屋市中村区
	関西支社大阪支店	大阪市中央区
	関東支社東京支店、国際営業部	東京都港区
	運輸事業部鹿島支店	茨城県神栖市
子 会 社	四日市海運株式会社	三重県四日市市
	朝日海運株式会社	大阪府堺市堺区
	極東冷蔵株式会社	三重県四日市市
	トランスシティロジスティクス中部株式会社	三重県四日市市
	セントラル自動車整備株式会社	三重県四日市市
	三鈴開発株式会社	三重県鈴鹿市
	ヨンソー開発株式会社	三重県四日市市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称		従業員数（名）	前期末比増減（名）
総合物流事業	倉 庫 業	806	8
	港 湾 運 送 業	520	13
	陸 上 運 送 業	260	△9
	国 際 複 合 輸 送 業 ・ そ の 他	543	15
	計	2,129	27
その他の事業		85	3
合 計		2,214	30

②当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
697	△21	38.7	15.5

（注）従業員数は出向者（76名）を含んでおります。

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高（百万円）
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,320
株 式 会 社 百 五 銀 行	4,715
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	4,287
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,090
株 式 会 社 三 重 銀 行	3,910

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数……………240,000,000株
 (2) 発行済株式の総数…………… 67,142,417株
 (3) 株主数…………… 3,600名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	4,000	6.3
日 本 ト ラ ン ス シ テ ィ 社 員 持 株 会	3,565	5.6
蒼 栄 会	3,452	5.4
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	3,014	4.7
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,843	4.4
株 式 会 社 百 五 銀 行	2,683	4.2
株 式 会 社 三 重 銀 行	2,668	4.2
ビービーエイチボストンフォーノムラ ジャパンスモラーキャピタライ ゼーションファンド620065	1,906	3.0
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,848	2.9
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,501	2.3

（注）持株比率は、自己株式（3,235,740株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得いたしました。

- ①取得株式数 199,000株
 ②取得株式の種類 普通株式
 ③取得価額の総額 69,451千円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	小 林 長 久	株式会社百五銀行 社外取締役
取締役社長（代表取締役）	小 川 謙	営業本部長兼管理本部長
専務取締役	北 川 譲 治	営業本部副本部長兼関西支社長
専務取締役	平 野 理	営業本部副本部長兼中部支社長、第二営業推進室担当 中部コールセンター株式会社 取締役社長
専務取締役	平 子 隆 生	営業本部副本部長兼関東支社長兼第一営業推進室長
専務取締役	横 山 修 一	管理本部副本部長、海外事業統括室担当
常務取締役	山 下 潤	運輸事業部長
常務取締役	岡 村 光 喜	中国事業担当（上海駐在）
取 締 役	小 菅 能 正	グループ事務統括部長、情報システム部担当
取 締 役	安 藤 仁	総務部長
取 締 役	小 森 信 弥	S C M事業部長、営業開発室担当
取 締 役	森 恒 夫	運輸事業部鹿児島支店長兼運輸事業部東日本運輸部長
取 締 役	後 藤 孝 富	四日市海運株式会社 取締役社長 四日市ポートサービス株式会社 取締役社長 ワイケイ物流サービス株式会社 取締役社長
取 締 役	豊 田 長 康	学校法人鈴鹿医療科学大学学長
取 締 役	武 内 彦 司	社会福祉法人川島福祉会西浦保育園長
監 査 役（常勤）	須 田 英 一	
監 査 役（常勤）	伊 藤 久 弥	
監 査 役	綿 貫 繁 夫	弁護士、税理士
監 査 役	永 田 昭 夫	公認会計士 株式会社UCS 社外監査役 株式会社パレモ 社外取締役 竹田印刷株式会社 社外監査役
監 査 役	油 家 正	

- (注) 1. 取締役豊田長康、取締役武内彦司の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役須田英一、監査役綿貫繁夫、監査役永田昭夫、監査役油家正の4氏は社外監査役であります。
3. 監査役綿貫繁夫氏は、弁護士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役永田昭夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役豊田長康、取締役武内彦司、監査役須田英一、監査役綿貫繁夫、監査役永田昭夫、監査役油家正の6氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 平成28年6月29日開催の第102回定時株主総会において、伊藤久弥、油家正の両氏が新たに監査役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
7. 平成28年6月29日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって、監査役伊藤豊久、伊藤吾郎の両氏は退任いたしました。
8. 平成28年7月1日付で、次のとおり取締役の担当に異動がありました。
- | | |
|-------------|---|
| 専務取締役 平野 理 | <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 新：営業本部副本部長兼中部支社長、第二営業推進室担当
 旧：営業本部副本部長兼中部支社長 </div> |
| 専務取締役 平子 隆生 | <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 新：営業本部副本部長兼関東支社長兼第一営業推進室長
 旧：営業本部副本部長兼関東支社長兼営業推進室長 </div> |

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役豊田長康、取締役武内彦司、監査役綿貫繁夫、監査役永田昭夫、監査役油家正の5氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人数（名）	報酬等の総額（百万円）
取 締 役 （うち社外取締役）	15 (2)	235 (7)
監 査 役 （うち社外監査役）	7 (5)	49 (30)
合 計	22	285

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 上記には、平成28年6月29日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名の在任中の報酬額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社との関係

- ・取締役豊田長康氏は、学校法人鈴鹿医療科学大学学長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役武内彦司氏は、社会福祉法人川島福祉会西浦保育園長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役永田昭夫氏は、株式会社U C Sおよび竹田印刷株式会社の社外監査役、株式会社パレモの社外取締役であります。当社と各兼職先との間にはいずれも特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	豊 田 長 康	当期に開催した取締役会16回中16回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取 締 役	武 内 彦 司	当期に開催した取締役会16回中15回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監 査 役	須 田 英 一	当期に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行うとともに、稟議事項の監査を含め、取締役および使用人の業務執行を常時監査いたしました。
監 査 役	綿 貫 繁 夫	当期に開催した取締役会16回中13回、監査役会13回中13回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監 査 役	永 田 昭 夫	当期に開催した取締役会16回中14回、監査役会13回中13回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監 査 役	油 家 正	平成28年6月29日就任以降に開催した取締役会13回中12回、監査役会10回中9回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	48百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	48百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで、重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「企業理念」、「行動指針」および「行動規範」を定めた「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」を制定し、役員および使用人に周知することで、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の基盤とする。
- ・コンプライアンスに関する体制を整備し、コンプライアンスを確実に実施することを支援・指導する組織として、コンプライアンス規程に基づく社長直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、体制・施策等の充実を図るとともに、コンプライアンスに関する啓蒙・教育活動を行う。
- ・社内からの法令・企業倫理に関する相談・通報に対し、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、必要に応じてその調査と対応策を実施する。
- ・社長直轄の内部監査組織「内部統制室」により、使用人の職務執行が法令および定款に適合しているか、定期的に監査し、業務の評価・是正を行う。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けて、内部統制システムの構築を行う。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理が適切に行われるよう、取締役会規程、稟議規程および文書保存規程において、情報の保存および管理の方法に関する事項を定め、取締役はこれに従う。

③ 当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に影響を及ぼすリスクを除去し、可能な限り被害を極小化するため、リスク管理委員会を設置し、委員会の下にはリスクに応じた各種委員会を設置する。リスク管理委員会はリスク管理委員会規程の定めにより、リスク管理推進の基本方針・施策の決定、緊急時における組織体制の構築、グループ社員への教育の実施、当社グループ内へ提供するリスク管理情報の決定等を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程に基づき取締役会を月1回以上開催する他、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、次の事項を行う。

- ・常務会を原則として月2回開催し、経営に関する重要事項および関係会社における重要事項を主な付議事項とし協議する。
- ・経営計画委員会を原則として月2回開催し、中期経営計画を推進する上で重要な課題について協議する。
- ・予算委員会を定期的に開催し、予算案策定や予算の進捗管理を行う。
- ・海外事業委員会を原則として月1回開催し、海外の事業における重要課題について協議する。

- ・ 部店長会議を月 1 回開催し、経営意思決定の即時伝達や各部店の営業報告等を行い情報の共有化を図る。
 - ・ 取締役の職務の執行に際し、組織規程および職務権限規程に判断基準を定め、経営の効率性を図る。
- ⑤ **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・ 子会社の管理業務は関連事業部が行うものとし、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告は関連事業部および担当取締役が定期的に受ける。
 - ・ 内部統制室による定期的な監査を実施し、子会社の業務の評価・是正を行う。
 - ・ 子会社における経営上の重要事項については、関係会社管理規程に基づき当社常務会で協議し承認する。また、グループ全体での会議を定期的に行う（関係会社経営会議に加え、テーマに応じ個別会議も開催）、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。
 - ・ 当社の取締役、監査役および使用人を子会社の取締役や監査役として派遣し、子会社の管理体制を強化する。また、グループ共通の会計システムの導入、子会社に対する間接業務の提供、資金調達の効率化のためのシステムの導入などにより、職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。
 - ・ 「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」を子会社の役員および使用人に周知することで、法令遵守および社会倫理の遵守をグループ経営の基盤とする。
- ⑥ **監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 当社は、監査役の職務の補助をすべき使用人は置いていないが、今後、監査役からの要請があった場合、充分検討したうえで、同使用人を置くことを決定する。
- ⑦ **前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・ 監査役および監査役会は、監査役の職務の補助をすべき使用人を置いた場合、その補助の職務期間中は同使用人の指揮命令権を有し、取締役からの独立性を保持する。
 - ・ 監査役の職務の補助をすべき使用人の人事異動等については、監査役および監査役会の同意を要する。
- ⑧ **当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・ 監査役は、④および⑤にかかげる重要会議（取締役会、常務会、経営計画委員会、部店長会議、関係会社経営会議）に出席し、取締役、部支店長、子会社取締役の業務執行状況の報告を聴取する。
 - ・ 監査役は、会計監査、業務監査を定期的に行い、取締役および使用人からの報告を受けるとともに、稟議事項の監査など、日常の監査上で発見した諸課題について、随時、取締役および使用人より、その業務執行状況の報告を求める。

- ・子会社の役員および使用人から監査役への報告は、直接行う方法のほか、内部統制室または関連事業部を通じて行う。
- ・監査役は、内部統制室と定期的な情報交換会を実施するとともに、内部監査の結果については、その報告を受ける。
- ・監査役は、関連事業部と定期的な情報交換会を実施するとともに、子会社の状況について、報告を受ける。
- ・監査役は、子会社の監査役との間で、意見交換および情報交換を行う。

⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、法令・企業倫理に関する相談・通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」および「コンプライアンス規程」において定め、相談・通報・報告した者を保護する。

⑩ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用等について、会社前に前払い等の請求をしたときは、監査役監査規程および役員旅費規程に基づき、当該費用または債務を処理する。

⑪ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、代表取締役ならびに会計監査人との間で、定期的な協議を実施し、意見交換と情報の共有化を図る。

⑫ **反社会的勢力を排除するための体制**

当社は、企業防衛の観点より、反社会的勢力との関係遮断を必要不可欠と考え、「反社会的勢力への対応マニュアル」を整備するなど、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある団体・個人による不当な要求等への対策の強化を図る。万が一、このような団体・個人が関わりをもってきたり、金銭等の要求をしてきたりした場合には、毅然とした態度をもって接し、組織的な対応により、不当な要求を断固として排除する。また、当社の意に反し、このような団体・個人と関わりをもってしまった場合には、社内関係部門および外部専門機関との協力体制により、速やかに関係解消に向け対応する体制を整備する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **コンプライアンス・教育について**

当社では、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。コンプライアンスに関しては、企業理念・行動指針・行動規範を合わせた企業倫理要綱を制定し、グループの全社員に対してリーフレットを配布し、それらの浸透を図っております。

また、リスク管理委員会を2回開催し、グループ全体のリスクの把握および管理を行いました。

② 重要会議の開催状況について

取締役会を16回開催し、取締役の職務執行の適法性・適正性を確保するとともに効率性を高めるため、社外取締役、社外監査役が常時出席いたしました。

常務会を23回開催し、経営に関する重要事項および関係会社における重要事項を協議いたしました。

経営計画委員会を23回開催し、中期経営計画を推進するうえで重要な課題について協議いたしました。

部店長会議を12回開催し、経営意思決定の即時伝達や各部店の営業報告等を行い、情報の共有化を図りました。

③ 内部監査の実施について

社長直轄の内部統制室は、第103期内部監査基本計画書に基づき、内部監査を実施いたしました。

また、「財務報告に係る内部統制基本方針書」に基づき、内部統制室と内部統制推進委員が財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の検証・評価を実施いたしました。

内部統制室は、監査役との情報交換会を11回実施し、内部監査の結果および財務報告に係る内部統制の進捗状況等について報告を行いました。

④ 監査役の職務執行について

各監査役は、年間の監査計画に基づき当社全部門および子会社の会計監査および業務監査を実施し、取締役および使用人からの報告を受けるとともに、稟議事項の監査など、日常の監査上で発見した諸課題について、随時、取締役および使用人より、その報告を受けました。

監査役は取締役会、常務会、経営計画委員会、部店長会議、関係会社経営会議およびリスク管理委員会他、社内的重要会議に出席し、取締役、部店長および子会社取締役の業務執行状況を確認いたしました。

監査役は、管理本部各部とより一層情報の共有化を図るため、上記業務監査に加えて、四半期毎にヒアリングを実施いたしました。

監査役は、関連事業部と情報交換会を12回実施し、企業集団を構成する関係会社における諸課題について報告を受けました。また、関連事業部主催の関係会社監査役研修会に出席し、子会社の監査役との意思疎通の充実と情報の共有化を図りました。

監査役は、代表取締役との協議を実施し、経営に関する意見の交換と情報の共有化を図りました。

監査役は、会計監査人とのミーティングを10回開催し、意見の交換と情報の共有化を図りました。

この事業報告については、特に注記のない限り、次により記載しております。

1. 比率は、表示単位未満を四捨五入。
2. 比率以外の金額および株式数などは、表示単位未満を切捨。ただし、1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入。

連結貸借対照表

平成29年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	27,037	流 動 負 債	20,932
現 金 及 び 預 金	11,267	支払手形及び営業未払金	8,406
受取手形及び営業未収金	13,013	短 期 借 入 金	2,390
た な 卸 資 産	101	1年内返済予定の長期借入金	799
繰 延 税 金 資 産	184	未 払 法 人 税 等	1,212
そ の 他	2,487	繰 延 税 金 負 債	182
貸 倒 引 当 金	△16	賞 与 引 当 金	1,051
固 定 資 産	85,800	そ の 他	6,889
有 形 固 定 資 産	64,875	固 定 負 債	35,957
建 物 及 び 構 築 物	16,124	長 期 借 入 金	24,797
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,472	繰 延 税 金 負 債	2,277
土 地	32,527	再評価に係る繰延税金負債	3,774
建 設 仮 勘 定	12,660	役員退職慰労引当金	20
そ の 他	1,089	退職給付に係る負債	1,910
無 形 固 定 資 産	1,421	長 期 預 り 保 証 金	2,824
投資その他の資産	19,503	そ の 他	352
投 資 有 価 証 券	14,555	負 債 合 計	56,889
繰 延 税 金 資 産	577	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	3,089	株 主 資 本	52,758
そ の 他	1,302	資 本 金	8,428
貸 倒 引 当 金	△22	資 本 剰 余 金	6,752
資 産 合 計	112,837	利 益 剰 余 金	38,846
		自 己 株 式	△1,269
		その他の包括利益累計額	1,472
		その他有価証券評価差額金	2,325
		土 地 再 評 価 差 額 金	△1,181
		為 替 換 算 調 整 勘 定	255
		退職給付に係る調整累計額	74
		非 支 配 株 主 持 分	1,716
		純 資 産 合 計	55,948
		負 債 純 資 産 合 計	112,837

(百万円未満切捨)

連結損益計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

	百万円	百万円
売上高		91,332
売上原価		82,404
売上総利益		8,928
販売費及び一般管理費		5,948
営業利益		2,979
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	377	
持分法による投資利益	397	
その他	161	958
営業外費用		
支払利息	155	
その他	25	180
経常利益		3,757
特別利益		
固定資産処分益	2,035	
投資有価証券売却益	86	
その他	114	2,235
特別損失		
固定資産処分損	35	35
税金等調整前当期純利益		5,957
法人税、住民税及び事業税	1,836	
法人税等調整額	△63	1,773
当期純利益		4,184
非支配株主に帰属する当期純利益		163
親会社株主に帰属する当期純利益		4,021

(百万円未満切捨)

貸借対照表

平成29年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
百万円		百万円	
流 動 資 産	21,172	流 動 負 債	19,175
現金及び預金	7,672	電 子 記 録 債 務 金	1,126
受 取 手 形	303	営 業 未 償 還 金	5,414
電 子 記 録 債 権	213	短 期 借 入 金	8,120
営 業 未 収 金	11,459	1 年 内 返 還 予 定 の 長 期 借 入 金	540
貯 蔵 品	16	リ ー ス 債 権	44
前 払 費 用	204	未 払 金	780
短 期 貸 付 金	271	未 払 法 人 税 費	203
そ の 他	1,080	未 繰 延 税 引 金	1,051
貸 倒 引 当 金	△50	預 賞 与 引 当 金	182
固 定 資 産	68,766	固 定 負 債	248
有 形 固 定 資 産	52,555	長 期 借 入 金	618
建 築 物	13,006	繰 上 償 還 金	844
構 築 物	645	繰 上 償 還 金	30,665
機 械 装 置	1,021	繰 上 償 還 金	22,485
船 舶	0	繰 上 償 還 金	29
車 輜 運 搬 具	248	繰 上 償 還 金	1,899
工 具 器 具 備 品	529	繰 上 償 還 金	3,774
土 地	28,624	繰 上 償 還 金	660
リ ー ス 資 産	69	繰 上 償 還 金	1,567
建 設 仮 勘 定	8,409	繰 上 償 還 金	31
無 形 固 定 資 産	1,354	繰 上 償 還 金	218
ソ フ ト ウ エ ア	741	繰 上 償 還 金	49,841
そ の 他	613	繰 上 償 還 金	39,118
投 資 そ の 他 の 資 産	14,856	繰 上 償 還 金	8,428
投 資 有 価 証 券	7,366	繰 上 償 還 金	6,732
関 係 会 社 株 式	3,722	繰 上 償 還 金	6,544
長 期 貸 付 金	1,383	繰 上 償 還 金	188
前 払 年 金 費 用	2,712	繰 上 償 還 金	25,226
そ の 他	911	繰 上 償 還 金	1,200
貸 倒 引 当 金	△1,239	繰 上 償 還 金	24,026
資 産 合 計	89,938	繰 上 償 還 金	400
		繰 上 償 還 金	22
		繰 上 償 還 金	2,009
		繰 上 償 還 金	1,041
		繰 上 償 還 金	6,400
		繰 上 償 還 金	14,153
		繰 上 償 還 金	△1,269
		繰 上 償 還 金	979
		繰 上 償 還 金	2,161
		繰 上 償 還 金	△1,181
		繰 上 償 還 金	40,097
		繰 上 償 還 金	89,938

(百万円未満切捨)

損益計算書

平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで

					百万円	百万円
高	上	売				
入	庫	倉			34,686	
入	運	港			18,082	
入	送	運			16,900	
入	輸	国			7,768	
入	他	所			1,635	79,073
価	業	上				
費		作			56,965	
料		賃			5,975	
費		人			4,879	
費		減			1,290	
他		所			3,953	73,065
益	利	上	総	利		6,007
費	管	費	一	理		4,212
益	理	業	び	費		1,795
益	収	業	外	益		
息	利	受	取	金	20	
他	当	受	取	他	667	
		所	の		185	872
用	費	業	外	息		
	利	支	払	他	131	
		所	の		6	138
益	利	経	常	益		2,529
益	利	特	別	益		
分	産	固	資	分	1,967	
却	処	定	有	却	86	
他	証	投	価	他	97	2,150
	の	所				
失	損	特	別	失		
損	分	固	資	分	29	29
益	純	税	引	益		4,650
	利	人	前			
	及	税	当		1,392	
	事	、			△40	1,351
	業	住				3,299
	税	民				
	額	税				
	調	等				
	整	純				
	利	期				
	益					

(百万円未満切捨)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

日本トランスシティ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 山 川 勝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 家 徳 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本トランスシティ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トランスシティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

日本トランスシティ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 川 勝 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新 家 徳 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本トランスシティ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

日本トランスシティ株式会社 監査役会

監査役（常勤）	須	田	英	一	Ⓔ
監査役（常勤）	伊	藤	久	弥	Ⓔ
監査役	綿	貫	繁	夫	Ⓔ
監査役	永	田	昭	夫	Ⓔ
監査役	油	家		正	Ⓔ

（注）監査役須田英一、監査役綿貫繁夫、監査役永田昭夫及び監査役油家正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的な配当を基本とし、今後の経営環境の変化を踏まえ、財務体質の強化にも配慮しつつ、長期的・総合的な視野に基づく配当を実施したいと考えております。

当期の期末配当金につきましては、当期の利益水準を勘案し、また、株主の皆さまのこれまでのご支援にお応えするため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円

総額 319,533,385円

なお、中間配当金（1株につき5円）と合わせまして、当期の年間配当金は当社普通株式1株につき10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することにより、取締役会の監督機能強化、経営意思決定および業務遂行の効率化・迅速化を図るため、執行役員制度を導入することといたしました。

これに伴い、現行定款第21条の取締役の定員を現在の15名以内から7名以内に変更するとともに現行定款第24条につきまして所要の変更を行うものであります。

また、変更案第30条において執行役員に関する規定を新設し、これに伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第20条 (省 略) (取締役の定員) 第21条 本会社に、取締役<u>15</u>名以内を置く。 第22条～第23条 (省 略) (役付取締役及び代表取締役並びに相談役) 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役のなかから取締役会長、取締役副会長、取締役社長及び取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 取締役会は、その決議によって、<u>前項の役付</u>取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。 取締役会は、その決議によって、相談役を置くことができる。 第25条～第29条 (省 略) (新 設) 第30条～第41条 (省 略)	第1条～第20条 (現行どおり) (取締役の定員) 第21条 本会社に、取締役<u>7</u>名以内を置く。 第22条～第23条 (現行どおり) (役付取締役及び代表取締役並びに相談役) 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役のなかから取締役会長、取締役副会長、取締役社長及び取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 取締役会は、その決議によって、取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。 取締役会は、その決議によって、相談役を置くことができる。 第25条～第29条 (現行どおり) <u>(執行役員)</u> <u>第30条 取締役会はその決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u> <u>2 取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</u> 第31条～第42条 (現行どおり)

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員15名の任期が満了いたします。

つきましては、執行役員制度を導入することに伴い9名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	こばやし ながひさ 小 林 長 久 (昭和18年11月8日生)	昭和41年 3 月 当社入社 平成 7 年 6 月 当社取締役 平成11年 6 月 当社常務取締役 平成13年 6 月 当社代表取締役専務取締役 平成15年 6 月 当社取締役社長 平成21年 6 月 当社取締役社長兼営業本部長 平成23年 6 月 当社取締役会長 (現在) <重要な兼職の状況> 株式会社百五銀行 社外取締役	302,919株
		[取締役候補者とした理由] 小林長久氏は、経営者としての豊富な経験・幅広い見識等を有しており、代表取締役会長として当社グループの経営を牽引しております。また、同氏は長年の役員経験の中で、業界のみならず、経済界等にも精通しており、今後も当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人材と判断し、同氏を取締役候補者いたしました。	
2	お が わ けん 小 川 謙 (昭和23年 7 月29日生)	昭和46年 3 月 当社入社 平成17年 6 月 当社取締役 平成19年 6 月 当社常務取締役 平成23年 6 月 当社代表取締役社長兼営業本部長兼管理本部長 (現在)	114,654株
		[取締役候補者とした理由] 小川謙氏は、管理部門、営業部門の両部門で培った豊富な経験を有しており、取締役社長就任以降、強いリーダーシップを発揮し、当社グループの経営を担っております。同氏の経営者としての見識、経験、実績に基づき、経営全般の適切な監督と意思決定ができる人材と判断し、同氏を取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	ひ ら の おさむ 平 野 理 (昭和26年9月16日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年6月 当社中部支社輸入原料部長 平成17年6月 当社中部支社貨物流通部長 平成19年6月 当社人事部長 平成21年6月 当社取締役 平成23年6月 当社常務取締役運輸事業部長 平成27年6月 当社専務取締役営業本部副本部長兼中部支社長 平成28年7月 当社専務取締役営業本部副本部長兼中部支社長、 第二営業推進室担当 (現在) <重要な兼職の状況> 中部コールセンター株式会社 取締役社長	80,092株
	[取締役候補者とした理由] 平野理氏は、当社グループにおいて主に物流実務で培った豊富な経験を有しており、現在は営業本部副本部長として、幅広く営業部門を管掌し、当社グループの経営の中核を担っております。豊富な経験と幅広い知見を有し、今後も更なる貢献が見込まれる人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。		
4	よこやま しゅう いち 横 山 修 一 (昭和27年7月12日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年6月 当社情報システム部長 平成16年7月 当社関東支社東京支店長 平成23年6月 当社取締役人事部長、グループ勤労部・情報システム部担当 平成25年6月 当社常務取締役人事部長、経理部担当 平成27年6月 当社専務取締役管理本部副本部長、海外事業統括室担当 (現在)	57,482株
	[取締役候補者とした理由] 横山修一氏は、主に情報システム、人事、経理部門などの管理部門で培った豊富な経験を有しており、現在は、管理本部副本部長として、管理部門を管掌し、当社グループの経営の中核を担っております。豊富な経験と幅広い知見を有し、今後も更なる貢献が見込まれる人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	と よ だ な が や す 豊 田 長 康 (昭和25年6月21日生)	昭和53年12月 三重大学医学部附属病院助手 平成 3 年12月 同大学医学部教授 平成14年 2 月 同大学学長補佐 平成16年 4 月 国立大学法人三重大学学長 平成21年 4 月 学校法人鈴鹿医療科学大学副学長 平成22年 4 月 独立行政法人国立大学財務・経営センター理事長 平成25年 4 月 学校法人鈴鹿医療科学大学学長 (現在) 平成27年 6 月 当社社外取締役 (現在) <重要な兼職の状況> 学校法人鈴鹿医療科学大学学長	0株
	[社外取締役候補者とした理由] 豊田長康氏は、長年にわたり大学学長を歴任するなど、人材教育等において豊富な経験・幅広い見識等を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、同氏を社外取締役候補者といいたしました。		
6	た け う ち ひ こ し 武 内 彦 司 (昭和30年2月15日生)	昭和52年 4 月 四日市市役所入所 平成19年 4 月 同所経営企画部長 平成21年 4 月 同所財政経営部長 平成22年10月 四日市市副市長 平成27年 4 月 社会福祉法人川島福祉会西浦保育園長 (現在) 平成27年 6 月 当社社外取締役 (現在) <重要な兼職の状況> 社会福祉法人川島福祉会西浦保育園長	0株
	[社外取締役候補者とした理由] 武内彦司氏は、四日市市副市長を務めるなど、四日市市の要職を歴任し、行政分野における豊富な経験・幅広い見識等を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、同氏を社外取締役候補者といいたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 豊田長康、武内彦司の両氏は社外取締役候補者であります。
- なお、両氏は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として両取引所に届け出ております。

3. 当社は、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を豊田長康、武内彦司の両氏との間で締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 豊田長康、武内彦司の両氏は現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役須田英一氏の任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
※ ふな ばし ひろ みつ 舟 橋 央 光 (昭和31年12月9日生)	昭和55年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 平成14年 2 月 同行名古屋駅前支社長 平成21年10月 同行退職 平成21年11月 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社常務取締役 平成25年 3 月 同社退職 平成25年 4 月 千歳興産株式会社常務取締役 千歳ファシリティーズ株式会社代表取締役専務取締役 平成29年 5 月 千歳興産株式会社常務取締役辞任 千歳ファシリティーズ株式会社代表取締役専務取締役 辞任	0株
[社外監査役候補者とした理由] 舟橋央光氏は、長年にわたり財務・経理業務に関与した経験を有するとともに、会社経営にも関与するなど、豊富な経験・幅広い見識等を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、同氏を社外監査役候補者いたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ※印は新任の監査役候補者であります。

3. 舟橋央光氏は社外監査役候補者であります。

なお、舟橋央光氏は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第92回定時株主総会において、月額2,500万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと取締役の定員が15名以内から7名以内となること等を考慮して、取締役の報酬額を月額1,200万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まないものといたします。

また、現在の取締役の員数は、15名(うち社外取締役2名)ですが、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役の員数は6名(うち社外取締役2名)となります。

第6号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図る中期インセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有化を図ることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額60百万円以内といたします。ただし、当該報酬額は、原則として2事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給する場合を想定しているため、実質的には1事業年度につき30百万円以内、月額換算した場合は、2.5百万円以内の支給に相当すると考えております。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分につきましては、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。現在の取締役の員数は15名(うち社外取締役2名)ですが、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役の員数は6名(うち社外取締役2名)となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式につきまして発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年25万株(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)以内といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、平成29年度を初年度とし、それ以降2事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度12.5万株以内の付与になると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取

締役会において決定されます。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡またはその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとし、また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

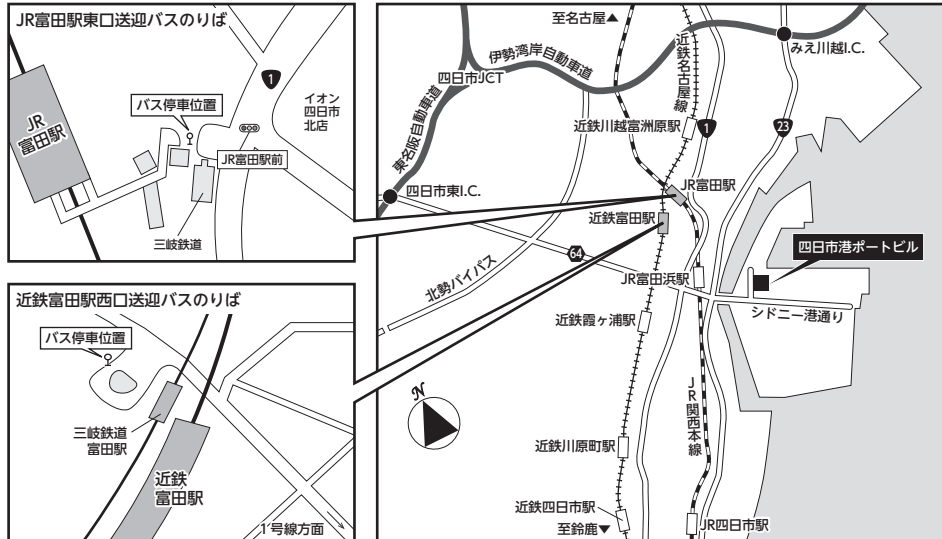
上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

株主総会会場ご案内図

三重県四日市市霞二丁目1番地の1（四日市港ポートビル）

※開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際には、お間違いのないようお願いいたします。



【交通機関のご案内】

「JR富田浜駅」から徒歩15分

送迎バス

当日、会場への送迎バスを次のとおり運行しますので、ご希望の方はご利用ください。
なお、当日の道路混雑等の交通事情によって、バスの到着が遅れる場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

送迎バス発車時刻

J R 関西本線「J R 富田駅東口」①午前9時00分発、②午前9時15分発

近鉄名古屋線「近鉄富田駅西口」①午前9時08分発、②午前9時23分発



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。